

平成25年第2回白石町議会臨時会会議録

会議月日 平成25年2月12日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	教育長	江口武好
総務課長	百武和義	財政課長	片渕克也

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	原田嘉典
議事係長	吉岡正博
議事係書記	稲富健一

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	溝口誠	4番	大串武次
----	-----	----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第2号 教育委員会委員の任命について
日程第5 議案第3号 教育委員会委員の任命について
日程第6 議案第4号 監査委員の選任について
日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償額の決定について)
日程第8 報告第2号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償額の決定について)

9時30分 開会

○白武悟議長

ただいまから平成25年第2回白石町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。
地方自治法第121条の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者はお手元に配付の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として溝口誠議員、大串武次議員の兩名を指名いたします。

日程第2

○白武悟議長

日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。
本臨時会は、本日の1日間にしたいと存じます。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日の1日間とすることに決定しました。

日程第3

○白武悟議長

日程第3、議案第2号から議案第4号までの3議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日提案いたしました議会の同意を求める人事案件につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第2号でございます。

「教育委員会委員の任命について」、現在教育委員であります平川義雄氏の任期が、ことし今月の2月16日まででございますが、引き続き平川氏を推薦するものでございます。

平川氏は、白石町—————にお住まいの51歳の方でございます。教育委員として、平成17年4月からお務めをいただいておりますが、引き続いての任命をお願いするものでございます。

次に、議案第3号、同じく「教育委員会委員の任命について」でございますが、現在教育委員でございます酒井恭子氏の任期が、同じくことし今月の2月16日まででございますけれども、後任の教育委員候補者として下田幸子氏を推薦するものでございます。

下田幸子氏は、白石町—————にお住まいで、—————51歳でございます。現在、NPO法人障害者生活支援センター蓮の実の理事長をお務めで、白石町社会福祉協議会の評議員もなされている方でございます。

今回新しく任命をお願いするものでございます。

以上の2件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号、「監査委員の選任について」でございますけれども、これにつきましては識見を有する委員として、現在監査委員であります吉村秋馬氏の任期が今月の2月16日まででございますが、引き続き吉村氏を推薦するものでございます。

吉村氏は、白石町—————にお住まいで65歳の方でございます。監査委員として、平成21年2月からお務めいただいておりますけれども、引き続いての選任をお願いするものでございます。

以上、人事の選任について議案を提出いたしました。議会の同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○白武悟議長

お諮りします。

本臨時会に提案された議案第2号から議案第4号の3つの議案については、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

引き続き会議で審議を行います。ただちに審議に入ります。

日程第 4

○白武悟議長

議案第 2 号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 2 号、「教育委員会委員の任命について」の件について採決をします。

この採決は、議員申し合わせにより無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は17名であります。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○白武悟議長

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第 2 項の規定により、開票立会人として久原久男議員、秀島和善議員を指名することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、開票立会人として久原久男議員、秀島和善議員を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

念のため申し上げます。

本案の教育委員会委員の任命について同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

○白武悟議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号の 1 番議員より順番に投票をお願いします。

[投票]

○白武悟議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

久原議員及び秀島議員は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○白武悟議長

投票の結果を報告します。

投票総数17票、うち有効投票17票。

有効投票中、賛成17。

以上のおり賛成全員であります。よって、議案第2号「教育委員会委員の任命」の件は同意することに決定しました。

日程第5

○白武悟議長

議案第3号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

ここに挙がっている下田幸子氏の略歴等がありますけども、出身とか今までのこの以外の行いとか行動とか、どういったことをされていたのかなかなか把握できておりませんので、その辺の説明がわかればお願いしたいなと思っています。

今、蓮の実を立ち上げていろいろ評議員もされておりますけども、何回かは私も会ったことありますけれども、それ以前のことは県内の出身の方なのかもわからないし、ちょっとあんまりわからないものでその辺わかればお答え願いたいと思いますけども。

○百武和義総務課長

今回御推薦申し上げております下田さんにつきましては、主な略歴、職歴等ということでここに記載をしておるわけでございますけども、御出身につきましては四国の御出身というふうに伺っております。

それから、この職歴また活動の以前につきましては、家業のほうをなされていたということでは伺っております。

以上です。

○久原房義議員

今回、人事案件が3件提案をされておるわけですが、これは先日の2月6日、私どもの初議会並びに町長の初登庁の日でございましたけども、この3件の人事案件が議

会の運営委員会に諮られたわけですが、運営委員長から報告があったとおりでございますが、町長就任の日にこの3件の人事案件が示されたわけなんですけども、町長として町政を担っていただく中で、当然この御三名さん、今は議案第3号になりますけども、特に教育行政にとってこの方が必要だという思いでの提案だろうとは思いますが、これは就任以前から考えておられたものであったのか。あるいは、事務サイドで人選をされて六日の日に出てきたものなのか。ここに町長の思いが果たして入っておるのかな、どうかなということの疑問を若干感じております。

議運の委員長のほうからも報告がありましたけども、六日の初議会に提出されようとしたわけですね、この案件が。今回、私どもも改選期でございます、特に新人の皆さんは、この方、前者も一緒ですけども御存じでないということで、唐突に六日の日に提案をされようとしたわけなんですけども、これは到底議会運営上適切でないという議会の運営委員会の判断できょうの臨時会になったというふうに思っておりますけども、その辺町長の思いがここに入っておったのかどうか。あるいは教育委員会サイドで人選を進められたのか。その辺の背景をまずお尋ねしたいというふうに思います。

○田島健一町長

先ほどの久原議員の質問にお答えをしたいと思いますけども、私も議員さんと同じく2月6日に就任したわけでございます。その日が初議会ということでございまして、私も初登庁が2月6日ということで、それ以前には庁内には一歩も足を踏み入れていなかったわけでございます、足は踏み入れていないというものの情報はいただいております。

この人事案件につきましても、教育委員会さん、私どもの事務局のほうである程度のメンバーの中から選任をしてきましたという話は伺っておりましたし、数名の中でもこの下田さんという方が一番適任じゃなかろうかということは、いろんなことから伺いました。これは、法律の規定及び委員の構成等を鑑みても女性の方がお願いしたいということ。また、未成年の保護者である方を任用したいということ。そういうことから、先ほど言いましたように数名さんの中からいかがいたしましょうかというようなお話を伺いましたし、そういった中で、現時点においては最適任者ではなかろうかということで、私も事前にお会いしたりはしておりませんが、事務局からの連絡でそういうことでいいじゃなかろうかということで、私の意が全くないということじゃございません。私の気持ちも入れさせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○久原房義議員

教育長にお尋ねをいたしますけども、下田さんという方は、非常に福祉の面で活躍をされておるといふふうに見受けております。非常に立派な方だといふふうには思っておりますけども、こういった福祉に関心といいますか、非常に活躍されている方を教育行政に登用をして、教育の中でこういった経験なり実績なりを生かしていただ

うということではあろうというふうに思っておりますけども、その辺についての教育長の御見解はいかがなものでしょうか。

○江口武好教育長

この教育委員を議会に御提案するというのは、当然町長の権限でございます。

それで、教育委員会の構えとしては、どなたをどうというのは言えないところがあります。まずそれが大前提です。

それから、先ほど、今回御提案があった下田さんの福祉に詳しい、これが本町の教育委員会、教育行政とどのようにマッチングするのかということでございますけど、今白石町の教育委員会では学力向上とかもちろん大事でございますけど、特別支援教育というのが非常に今叫ばれていますし、本町の教育行政におきましても特別支援教育については今後力を入れていくべきだろうと。これが、例えば言葉とかの通級指導教室ももちろんでございますけど、各学校に設置しております特別支援教室の充実、その辺も含めてでございます。そういう意味で、今回候補として挙げていただいた下田氏につきましては、この辺りにいろいろ大所高所から示唆をいただいて、今後の町の教育行政を推進するにあたって非常に素晴らしい人じゃないかなと、そういう判断をしているところでございます。

ただ、どなたをどうというのは私の権限ではございませんので、それは先ほど町長からの提案説明がございましたそのとおりでございます。

以上です。

○岩永英毅議員

今、福祉関係には詳しいということですが、実際蓮の実の支援センターの理事長さんで、主婦で、それから社会福祉協議会の評議員、歌垣福祉会の評議員、数件の兼務とこういうことになりますけれども、教育委員会も定例会で月1回ぐらい開かれていますと思いますが、そういう面でも十分にこなせる能力の人ではあろうと思いますが、その辺多数兼務されている条件としてはちょっと苛酷な任務になりはしないかというふうに思いますが、その辺は考慮されているのでしょうか。

○百武和義総務課長

ただいま岩永議員からの御質問で、いろんな役職なり蓮の実の理事長を務めておられるということで、多忙であるので委員会等の出席は問題あるのではという御質問だと思いますけども、この件については十分に下田さんのほうにも御説明をいたしまして、御本人理事長であるということで時間的には余裕ではありませんけども、時間的には取れるということをお伺いしました。御本人もできるだけ出席をしたいということも言っていただきました。

そういったことで、委員会等の出席は十分していただけるものというふうに思っております。

○白武悟議長

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号「教育委員会委員の任命」の件について採決をします。

この採決は、議員申し合わせにより無記名投票で行います。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人として井崎好信議員、大串弘昭議員を指名することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、開票立会人として井崎好信議員、大串弘昭議員を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

念のため申し上げます。

本案の教育委員会委員の任命について同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

○白武悟議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号の1番議員より順番に投票をお願いします。

[投票]

○白武悟議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

井崎議員及び大串議員は開票の立会いをお願いします。

[開票]

○白武悟議長

投票の結果を報告します。

投票総数17票、うち有効投票16票、無効投票1票。
有効投票中、賛成13票、反対3票。
以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第3号「教育委員会委員の任命」の件は同意することに決定しました。

日程第6

○白武悟議長

日程第6、議案第4号「監査委員の選任について」を議題とします。
質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これより議案第4号「監査委員の選任」の件について採決をします。
この採決は、議員申し合わせにより無記名投票で行います。
立会人を指名します。
お諮りします。
会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人として内野さよ子議員、西山清則議員を指名することに御異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。よって、開票立会人として内野さよ子議員、西山清則議員を指名します。
投票用紙を配付します。
〔投票用紙配付〕
念のため申し上げます。
本案の監査委員の選任について選任することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

○白武悟議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
〔投票箱点検〕
異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。議席番号の1番議員より順番に投票をお願いします。
〔投票〕

○白武悟議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

内野議員及び西山議員は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○白武悟議長

投票の結果を報告します。

投票総数17票、うち有効投票17票。

有効投票中、賛成17。

以上のおり賛成全員であります。よって、議案第4号「監査委員の選任」の件は同意することに決定しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

日程第7

○白武悟議長

日程第7、報告第1号及び日程第8、報告第2号の専決処分について一括して報告を求めます。

○片渕克也財政課長

報告第1号及び報告第2号について報告をいたします。

いずれも公務中に職員が公用車による交通事故を起こしたことに起因する和解及び賠償額の決定についての報告でございます。

まず、報告第1号については、平成24年11月20日、午後1時40分ごろ、公用車の車庫に車を入れようとしていたところ、ここに掲載してございます方の車両に接触をしたというふうな事例でございます。物損事故でございます。

次に、報告第2号でございます。

平成24年8月23日、13時42分ごろ、白石町大字福富448番地1付近、場所で申しますと上区住宅、香焼美容室というのがございますけど、その前の横断歩道に停止中のここに掲載してございます被害者の車両に追突をした事件でございます。

いずれの事件につきましても、全国自治協会から共済金が支払われております。示談、和解が成立いたしましたのでここに報告するものでございます。

○白武悟議長

以上で本臨時会に付された案件は終了しました。

ただいままでに議決された各議案の条項、字句、数字その他の整理については会議規則第43条の規定により議長に一任することに御承認願います。

これをもちまして平成25年第2回白石町…。

(「議長、異議あり」と呼ぶ者あり)

○久原房義議員

質疑は受けんとですか。
質疑ありませんかて言わんやっつろ。

○白武悟議長

報告案件ですので。

○久原房義議員

いや、こいは質疑取りよったよ、今まで。この案件は今まで質疑取りよったよ。

○白武悟議長

はい、それでは質疑ありませんか。

○溝口誠議員

この和解及び損害賠償額の決定について、実はきょねんの臨時議会でもありまして、片渕栄二郎議員が質疑されておりました、そのときにしっかりと事故がないように教育等をしていくということがありましたけれども、また1年経ちましてこのような懸案がありまして、この1年間どういう対応をされてこられたのかお聞きしたいと思います。

○百武和義総務課長

この件につきましては、昨年も申しあげましたけれども、常日頃から朝会あるいは課長会議あるいは行政事務改善委員会、それから職員全員が持っておりますパソコン上による注意喚起を行ってきております。

まだ依然としてこういった事故が発生したことは、本当に申し訳ないというふうに思っております。

今後もお一層、公用車の事故、また普段での自分の車での事故も併せて事故を起こさないように注意を喚起していきたいというふうに思っております。

○久原房義議員

2件の事故が発生しておりますけども、これについての職員の懲罰はどのように対応されたのか。まずその辺をちょっと教えてください。

○百武和義総務課長

今回報告をいたしました2件のうち、第2号につきましては、合併後初めての公用車による人身事故でございました。

そういったことで、懲戒処分の基準の中に、自動車または原動機付自転車の飲酒運転以外の交通事故で、人に傷害を負わせた職員は停職、減給または戒告とするという基準がございます。この基準をもとに、懲戒等処分規定により懲罰審査委員会を

開催いたしました。これに諮りました結果というのは、委員会の審議は公開をしないという決まりになっておりますので、申し訳ございませんけれども結論だけ御報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回はこの基準に照らし合わせまして、懲戒処分である戒告という処分を行っておるところでございます。

なお、懲戒処分につきましては、免職、それから停職、それから減給、それから戒告という4段階になっておりますけれども、そのうちの戒告という処分を行ったところでございます。

以上です。

○久原房義議員

今何といいますかね、個人情報かれこれという問題もございまして、やはり公務員ですから、少なくとも公務員ですから、これはやっぱりもう少し懲罰委員会等でも議論をしてほしいんですが、全ての職員はやっぱり住民の奉仕者であるわけです。ですから、これは懲罰についての公開をしないということについてはどうかなと私自身思っております。

そういうことで、公開をしないでやみくもにしてしまうことがまたこういった事故の再発につながっていく、あるいは認識の甘さにつながっていく、そういうことじゃなかろうかというふうに思っております。

したがって、こういったものについては、当然私は公開をすべきだと。そして自らを戒めて、ちゃんと職員全体も襟を正していく。こういう姿勢が今求められているんじゃないでしょうか。社会的にですね。こういったものを公開をしないでやみくもにしてしまうこと自体に問題があるというふうに私は思っております。

先ほど戒告の処分ということですが、具体的に戒告の処分は職員の身分にどのように影響があるのか。その辺ちょっと教えてください。

○百武和義総務課長

まず、この公表の件についてでございますけれども、これは全国的に見ておりますと懲罰等による処分をした場合の公表についての規定なり、規則なり、こういったものを制定しておるところもあるようです。その公表をしておるところを見てみても、新聞等に指名が掲載されるような事件、事故を起こした場合については公表をします。それ以外については公表はしないという規定もしてあるところもあるようです。

本町のほう、公表についての規定は設けておりませんが、今議員御指摘があったように公表についてどのようにしていくかちょっと今後研究をさせていただきたいというふうに思います。

それから、処分を戒告という処分を行いました。これによる影響はということでございますけれども、本人に対して処分説明書ということで処分者、被処分者、処分時期、処分の種類及び程度、根拠法規、処分の理由、こういったことを示して根拠法規により懲戒処分による戒告とするという説明書を本人に交付をいたして処分を行っております。

あと、給与等についてですけれども、これについては今現在町の給与条例では、病気

休暇とかそういったものがなくて勤務日数が6分の5以上勤務をしている特別に問題のない職員については、良好であるとして4号級の定期昇給をさせております。ただし、この戒告処分を受けた場合には、次回の定期昇給を2号俸昇給をするということで処分を考えております。

以上です。

○秀島和善議員

総務課長にお尋ねいたします。

まず1点目ですけれども、4号、2号というふうに説明がありましたけれども、具体的に当事者の現時点での給与の4号に当たっての賃金、2号に当たっての賃金、どのようになるのか。これがまずお尋ねしたい第1点です。

2点目に、公開する、しないということで検討するということですのでけれども、近隣で公開にしているというところがあるのかどうか。

3点目に、懲罰委員会の構成メンバーについてお尋ねします。

(「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○白武悟議長

暫時休憩。

10時27分 休憩

10時32分 再開

○白武悟議長

では、再開します。

○久原房義議員

以前、この案件が議案として実は出ておったわけですね。これも議運でいろいろ議論をして、やって、非常に軽微なものと大きい事故のものに分けようということで、例えば一番軽微なものは以前損害額ゼロ円というのがありましたですね、例えばですね。ちょっと私記憶が定かでございませぬけれども、ある程度大きいものについては議案として提案をして、そして審議をしながら採決を取ろうという申し合わせをしたわけですね。軽微なものについては、いちいち議案で出す必要もないということでこの専決処分の制度を取ってきたわけですが、この額ですね、損害額。ちょっと私記憶に定かでございませぬのでちょっと今覚えておりませぬが、軽微なものと大きいもの、大きいものは議案として出すべきだという執行部との話し合いの中で取り決めをしたというふうに記憶しております。

ですから、この報告第2号については、ちょっと私金額的にちょっと今記憶がありませんけれども、ただここに出ております額が約250万円ぐらいの損害額というふうになると思います。全部合計すればですね。ですから、おそらくこれはある程度大きい事案だということで思いますので、これはやはり専決処分じゃなくて議案として提案

すべきだというふうに思いますけども、ちょっと専決処分のその範囲がちょっと私記憶にあまりありませんのではっきりとは言えませんが、事務局なりおそらく執行部も御存じと思いますが、その専決処分の範囲をまず示してもらえませんか。

それによって、専決処分でいいものなのか、あるいは議案としてちゃんと提案をすべきものなのか。ちょっとその判断を再度お願いします。

おそらくこれは議案として提案すべきものじゃないかなというふうに思いますけども。どうですかね。

○百武和義総務課長

久原議員から御質問の町長の専決処分事項の指定に関する条例というものがございます。これについては、平成22年の12月に議決をいただいたものでございますけども、この中で、第2条で専決処分事項という欄がございます。その1号目で、町が当事者である訴えの提起、和解または調停でその目的の価格が140万円以下の額、これについては特に税金関係で該当がするということで、これは平成23年の9月議会で改正をお願いした部分でございます。それから2号目に、1件100万円以下において法律上長の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。ただし、交通事故による場合は、次に定める額を限度額とする。(ア)対人賠償額、自動車損害賠償補償法施行令第2条第1項第1号イに定める保険金額に相当する額。それから、(イ)で対物補償額、町が保険契約している任意保険金額に相当する額という規定を議決いただいております。これ13,500ページでございます。

それで、ただいまの交通事故に関する部分につきましては、対人賠償については自賠償の関連で保険金額に相当する額ということで、これについてはちょっと私はっきりしたことを覚えておりませんが3,000万円であったというふうに思います。それから対物補償については、町が入っております保険の範囲内で払える額ということから、今回の事案につきましてはここに該当するということで報告ということで処理をさせていただいております。

以上です。

○白武悟議長

この報告は法令の規定によるものであり、これで質疑を終了します。

○白武悟議長

以上で臨時議会に付されました案件は終了しました。

ただいままでに議決された各議案の条項、字句、数字その他の整理については、会議規則第43条の規定により議長に専任することに御承認願います。

これもちまして、平成25年第2回白石町議会臨時会を閉会いたします。

10時39分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 2月12日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 原 田 嘉 典